

平成 26 年 6 月 20 日開会
平成 26 年 6 月 20 日閉会

産業建設委員会会議記録(要旨)

久慈市議会事務局

平成 26 年 6 月 20 日(金)午前 10 時 第 3 委員会室

○本日の審査案件

- (1) 議案第 6 号「地方卸売市場条例の一部を改正する条例」
- (2) 議案第 7 号「漁業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例」
- (3) 議案第 8 号「汚水処理施設条例の一部を改正する条例」
- (4) 議案第 9 号「下水道条例の一部を改正する条例」
- (5) 議案第 10 号「久慈市水道事業給水条例の一部を改正する条例」
- (6) 議案第 12 号「財産の取得に関し議決を求めることについて」
- (7) 議案第 13 号「市道路線の認定に関し議決を求めることについて」

○出席委員（7名）

委員長 木ノ下祐治君	副委員長 畑中 勇吉君
委員 梶谷 武由君	委員 小倉 建一君
委員 下館 祥二君	委員 中塚 佳男君
委員 宮澤 憲司君	

○欠席委員（なし）

○事務局出席者

主任 長内 紳悟

○説明のための出席者

農林水産部長 米澤 喜三君	建設部長 (兼)水道事業所長 中森 誠君
林業水産課長 山田 一徳君	土木課長 滝沢 重幸君
下水道課長 藤原 和幸君	水道事業所次長 外館 要一君

そのほか関係課職員等

~~~~~

午前 10 時 00 分 開会・開議

○委員長（木ノ下祐治君） ただいまから産業建設委員会を開会いたします。出席委員は全員であります。

本日審査する案件は、今定例会で付託された議案 7 件であります。

最初に、審査の順序と方法についてお諮りいたします。審査の順序につきましては、お手元に配付しております次第の順序により審査いたしたいと思います。

なお、議案第 13 号につきましては、当局から説明を受けた後、休憩をとり、現地調査を実施し、再開の後、審査いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

○梶谷武由委員 これら議案で各議案にまたがる部分について聞きたいことがあるんですが、その場合に当局の担当のところで聞けばいいのか、一番最初に聞きたい部分もあるんですが。

具体的には、消費税増税に関わる値上げの部分、これはシステムに関わる部分で下水道から水道、あるいは漁業集落排水と関係していると思うんです。その部分についてお伺いしたかったのですが。

○事務局（長内紳悟君） 定例会初日の提案された時に総括質疑の場があったわけですが。本日の審査では 1 件審査になりますので。

○梶谷武由委員 私は中身を知らないのですが、どういうふうになっているのか知りたかったんですが。水道のほうでもシステムがどういうものに、漁業集落も乗っかっていくのか、漁業集落は漁業集落でシステムを構築していくのかという辺りを。

○小倉建一委員 その場面場面でいいのでは。

○梶谷武由委員 その場面で別々に聞いていく形ですね、了解しました。

○委員長（木ノ下祐治君） それでは、議案第 6 号「地方卸売市場条例の一部を改正する条例」について、当局の説明を求めます。

○農林水産部長（米澤喜三君） 議案第 6 号「地方卸売市場条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本議案は、消費税法等の改正に伴い、消費税率が 5 パーセントから 8 パーセントへ引き上げられたことから、地方卸売市場久慈市営魚市場の使用料の改定を行うとともに、所要の整備をし、平成 26 年 10 月 1 日から適用しようとするものであります。

改定内容についてであります。議案第 6 号参考資料の新旧対照表をご覧ください。

まず、魚市場の項についてであります。鮮魚介類及びその加工品は、1000 分の 4.2 から 1000 分の 4.32 に、船内冷凍魚介類及び北洋底引き魚介類等は 1000 分の 2.1 から 1000 分の 2.16 に改めようとする

ものであります。

次に、貸事務室と会議室の項についてであります  
が、その廃止に伴い、当該項を表から削ろうとする  
ものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のうえ、  
ご決定賜りますようお願い申し上げます。

**○委員長（木ノ下祐治君）** 説明が終わりました。  
質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（木ノ下祐治君）** ないようでありますの  
で、質疑を打ち切ります。

それでは採決いたします。議案第6号「地方卸売  
市場条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり  
可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（木ノ下祐治君）** ご異議なしと認めます。  
よって、議案第6号は原案のとおり可決すべきもの  
と決しました。

次に、議案第7号「漁業集落排水処理施設条例の  
一部を改正する条例」について、当局の説明を求め  
ます。

**○農林水産部長（米澤喜三君）** 議案第7号「漁業  
集落排水処理施設条例の一部を改正する条例」につ  
いてご説明申し上げます。

本議案は、消費税法等の改正に伴い、消費税率が  
5パーセントから8パーセントへ引き上げられたこ  
とから、漁業集落排水処理施設の使用料を改定し、  
平成26年10月から適用しようとするものでありま  
す。

具体的な改定内容についてであります。議案第  
7号参考資料の新旧対照表をご覧ください。

使用料は、一般汚水と臨時汚水に区分されておりま  
す。

まず、一般汚水についてであります。基本料金  
1月につき10立方メートルまでは現行1,470円を  
1,512円に、超過料金は、超過の汚水の排出量1立  
方メートル当たり、10立方メートルを超え20立方  
メートルまでは現行115円を118円に改めるほか、  
表のとおり改定しようとするものであります。

次に、臨時汚水についてであります。臨時汚水

は1立方メートル当たり現行189円を194円に改定  
しようとするものであります。

なお、使用料の改定にあたり、所要の経過措置を  
講ずることとしております。具体的には、附則にお  
きまして、施行日以後初めて使用料の額が確定する  
日までの汚水の排出量に係る超過料金につきましては、  
なお従前の例によることとしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のうえ  
ご決定賜りますようお願い申し上げます。

**○委員長（木ノ下祐治君）** 説明が終わりました。  
質疑を許します。

**○梶谷武由委員** まず1つは、対象世帯数がいくら  
になっているのか。

それから、値上げをする場合のシステムのプログ  
ラム修正等が必要になるわけですが、水道料金に連  
動しているわけですが、全体の体系といいま  
すか、どういう形で連動されているのかと、かかる  
費用をどれぐらい見込んでいるのか。

それから、もう一つは、来年10月にまたさらに値  
上げされる可能性があるわけですが、今回値上げを  
見送って一括でやるという考えというのはなかった  
のかお願いします。

**○林業水産課長（山田一徳君）** まず対象世帯数で  
すが、26年4月1日時点で対象2,330人、816世帯  
となります。

続きまして、システムの構築であります。漁業  
集落排水は、維持管理を下水道課のほうに一緒にお  
願いしているところがございます。そちらのほう  
で議決後に若干時間がございまして、それまでに  
準備してということになると思いますし、水道も同  
じだと思っております。

あと、10月1日からということになりますけれど  
も、一か月当たり標準世帯60円程度。これは標準世  
帯を2.6人と考えておまして、それでいきますと  
60円程度の値上げになるのかなと思います。年間で  
すと720円というふうに試算しているところです。

あとは、来年27年10月から10%ということにな  
ってございます。その時には総合的に他市の状況等  
も踏まえて実施を検討するということとなりますし、  
今回、その時にということも当然あったらうと思

ますけれども、再三再四、国のほうから特別会計でございまして基本的には独立採算性、受益者が負担するということになってございます。

上げないことによって受益していない人にも負担が及ぶということでは好ましくないだろうということで、適正に転嫁させなさいという通知が来てございます。

また、県内他市の状況を見ても、4月から特別会計、公営企業会計については実施していくのがほとんどだという状況です。

そういったことから、今回、政策的な判断から10月からの実施が適当であるといった判断になってございます。

**○梶谷武由委員** システムのプログラム修正に関わって、漁業集落排水のほうからの負担というのはあるんですか。

**○林業水産課長（山田一徳君）** 負担は出しておりません。

**○委員長（木ノ下祐治君）** 他にございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（木ノ下祐治君）** ないようでありますので、質疑を打ち切ります。

それでは採決いたします。議案第7号「漁業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（木ノ下祐治君）** ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

説明員入れ替えのため、しばらくお待ちください。

次に、議案第8号「汚水処理施設条例の一部を改正する条例」について、当局の説明を求めます。

**○建設部長（中森誠君）** 議案第8号「汚水処理施設条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本議案は、消費税法等の改正に伴い、消費税率が5パーセントから8パーセントへ引き上げられたことから、汚水処理施設の使用料を改定し、平成26年10月から適用しようとするものであります。

具体的な改定内容についてであります、議案第8号参考資料の新旧対照表をご覧ください。

使用料は、一般汚水と臨時汚水に区分されております。

まず、一般汚水についてであります、基本料金1月につき10立方メートルまでは現行1,470円を1,512円に、超過料金は、超過の汚水の排出量1立方メートル当たり、10立方メートルを超え20立方メートルまでは現行115円を118円に改めるほか、表のとおり改定しようとするものであります。

次に、臨時汚水についてであります、臨時汚水は1立方メートル当たり現行189円を194円に改定しようとするものであります。

なお、使用料の改定にあたり、所要の経過措置を講ずることとしております。具体的には、附則におきまして、施行日以後初めて使用料の額が確定する日までの汚水の排出量に係る超過料金につきましては、なお従前の例によることとしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

**○委員長（木ノ下祐治君）** 説明が終わりました。質疑を許します。

**○梶谷武由委員** これは大川目地区の県公社だと思うんですが、現在使っている対象世帯数は何世帯ですか。

**○下水道課長（藤原和幸君）** 26世帯でございます。

**○梶谷武由委員** これは下水道のほうとはもちろん分かれています、システムのほうとか様々な集金関係とか、そういうものは下水道関係と全く同じというふうに理解してよろしいですか。

**○下水道課長（藤原和幸君）** 一般会計のほうで下水道のほうは行っているものでございます。

**○委員長（木ノ下祐治君）** 他にありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（木ノ下祐治君）** ないようでありますので、質疑を打ち切ります。

それでは採決いたします。議案第8号「汚水処理施設条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木ノ下祐治君）ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号「下水道条例の一部を改正する条例」について、当局の説明を求めます。

○建設部長（中森誠君）議案第9号「下水道条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本議案は、消費税法等の改正に伴い、消費税率が5パーセントから8パーセントへ引き上げられたことから、下水道施設の使用料を改定し、平成26年10月から適用しようとするものであります。

具体的な改定内容についてであります。議案第9号参考資料の新旧対照表をご覧ください。

使用料は、一般汚水、公衆浴場汚水、臨時汚水に区分されております。

まず、一般汚水についてであります。基本料金1月につき10立方メートルまでは現行1,470円を1,512円に、超過料金は、超過の汚水の排出量1立方メートル当たり、10立方メートルを超え20立方メートルまでは現行115円を118円に改めるほか、表のとおり改定しようとするものであります。

次に、公衆浴場汚水であります。基本料金1月につき10立方メートルまでは現行1,470円を1,512円に、超過料金は、超過の汚水の排出量1立方メートル当たり、10立方メートルを超える分について現行73円を75円に改定しようとするものであります。

次に、臨時汚水についてであります。臨時汚水は1立方メートル当たり現行189円を194円に改定しようとするものであります。

なお、使用料の改定にあたり、所要の経過措置を講ずることとしております。具体的には、附則におきまして、施行日以後初めて使用料の額が確定する日までの汚水の排出量に係る超過料金につきましては、なお従前の例によることとしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（木ノ下祐治君）説明が終わりました。質疑を許します。

○梶谷武由委員 下水道の利用可能世帯数、普及世

帯と実際に利用している世帯数を教えてください。

○下水道課長（藤原和幸君）普及人口は26年4月1日現在で13,360人、水洗化人口は6,990人です。水洗化世帯は2,896世帯です。接続している世帯です。

○梶谷武由委員 利用する世帯が低いなど常々思っているわけですが、利用者を増やす取り組みの部分について、若干の説明をお願いしたいと思いますが、今回は値上げの部分ですから、値上げに関わってシステムのプログラムの修正は必要だと思うんですが、水道料金のほうと連動していると思いますけれども、全体の体系といいますか、どういうふうになっているのか。

水道料金のシステムプログラムを変えれば、下水道のほうは自動的に変わるのか、別に組んでやるのか。その変更にかかる費用がどれぐらいになるのか、その部分をお願いします。

○建設部長（中森誠君）システムについてでございますが、委員おっしゃいますように、水道料金と連動して、水道料金をいくら使ったということのメーター使用量を下水道使用料の算定に使っています。

ただ、今までは端数処理の関係で、下水道で入れたものを水道料金にそのままではなくて、量そのものは来ているんですが、料金は今回、次の第10号議案のほうでもお願いするんですけれども、同じような端数処理に今回するということになっております。

ということで、プログラムそのものは今回水道のほうで直して、下水道の料金が決まるというふうな形になると思います。

料金のメーター検針とか使用料金を決めるというのは、下水道のほうから水道のほうに委託してやっているということです。

○梶谷武由委員 システムそのものは、水道のシステムを使って、そこで決まって、料金を請求するとか、そういうのは委託してやっていると、そういう理解で。

○下水道課長（藤原和幸君）水洗化促進の取り組みということでしたけれども、工事が始まる時には工事等説明会。また、市広報9月1日号で特集を組んでおります。また、産業まつりとかお祭り等には

チラシ配布。また、地区の郷土祭等にも出向いてチラシ等を配ってPRしております。

○梶谷武由委員 市内の企業や事業所といいですか、そういう所で下水道を利用していないが為に、汚れた水を排水している所も見受けられるんですが、そういう所に個別指導とかそういうものなんかは行われているのかどうか。

○下水道課長（藤原和幸君） これまでは先ほど申し上げたような普及活動をしております。ただ今、ご提言いただいた工場とかお店屋さん等には個別に今後PR等をしてまいりたいと思います。

○建設部長（中森誠君） 下水道課では繋がっていない方のリストを作ってお願ひしております。

ただ、企業に限って特別にというようなことはやっておりますので、それについては今後検討してまいりたいと思います。

○小倉建一委員 いくつか盛岡の食品会社で自家水を店で流していたという不正問題がありましたが、久慈ではどういふチェックをしているのか。あるかないか等のチェックをしているのか。

○下水道課長（藤原和幸君） 今のお話は、水道水以外の水を下水道管に流して不正に使用していないかという話ですよ。

そういう所については、水道事業所のほうに検針している方がいますが、その方とか指定工事店等々からお話を聞く機会があるので、そういうことがあったらお知らせいただくことで、特に定期的に巡回しているということはやっております。

○小倉建一委員 万が一ないとはいいますが、あった時に下水道課のほうでは水道事業所頼みだよというのもうまくないでしょうから、その辺は事業所を回りながらでも勧誘しながら、あるいは確認等も必要かなと思いますので、それはやるべきだとは思っていましたが。

○下水道課長（藤原和幸君） 接続のPR等を行いながら、その辺も監視してまいりたいと思います。

○梶谷武由委員 今のことに関連して、自家水を利用している事業所とか家庭はどれくらいあるんでしょうか。

○下水道課長（藤原和幸君） 自家水を下水道に流

している家庭は確かにございます。ただ、件数までは把握してないところです。

○小倉建一委員 公衆浴場、これは風呂屋さんだと思いますが、一か月にどれくらい使うのか、分かったら。

○下水道課長（藤原和幸君） これは公共下水道ではないですけれども、きのこ屋さんの直近で月1,500 m<sup>3</sup>使っています。ほか市内は同等ぐらいかなと思います。

○小倉建一委員 そうすると、料金値上げの情報はあるかないか、市内の風呂屋さんでも。

これが上がってくれば高くしたくなるというのが普通の考えですが、入浴料に響くような動きはないのか。

○下水道課長（藤原和幸君） 今のところそういう情報は入っておりません。

○畑中勇吉委員 給水と汚水排水の割合というか、そのチェックをどのようにやっているのか。

先ほど言ったように、自家水を汚水に流すようなことがあると思うんですが、そこら辺のチェックの仕方をどういふふうにやっているのか。大体、どのぐらい見てやるのか。基準がある程度あってやっているのか。

○下水道課長（藤原和幸君） 給水と排水の割合ですが、給水と排水は同数で、あと自家水を汚水に流した量のことですけれども、認定水量ということで1世帯当たりのお住まいの人数、例えば3人であれば10トン、4人であれば13トン、5人であれば16トンというような認定をして水道に頼んでおります。

○小倉建一委員 今の話だと、認定は各家庭に予測なり推計で支払いを求めているということではないんですか。

○下水道課長（藤原和幸君） 自家水を利用していますという申告があった時は、そういうふうにするということです。

○委員長（木ノ下祐治君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木ノ下祐治君） ないようでありますので、質疑を打ち切ります。

それでは採決いたします。議案第9号「下水道条

例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

**○委員長(木ノ下祐治君)** ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

説明員入れ替えのため、しばらくお待ちください。

次に、議案第10号「久慈市水道事業給水条例の一部を改正する条例」について、当局の説明を求めます。

**○水道事業所長(中森誠君)** 議案第10号「久慈市水道事業給水条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

この条例は、消費税法等の改正により、消費税率が5パーセントから8パーセントへ引き上げられたことに伴い、料金等を改定し、平成26年10月1日から適用しようとするものであります。

改定内容についてであります。議案第10号参考資料の新旧対照表をご覧ください。

まず、第12条及び第29条で加入金、料金及びメーター使用料を左の表から、右の表のとおり改定しようとするものであります。

次に、2ページ最下段、第30条であります。月ごとに給水料金及びメーター使用料を合算した結果、10円未満の端数が生じた場合は、下水道使用料等との整合をとり、端数を切り捨てた額をその月の算定額としようとするものであります。

次に、議案の下段、附則の1、施行期日ですが、平成26年10月1日から施行することとしております。

次のページ、附則の2、経過措置ですが、施行日前から継続して使用している者に係る給水料金であって、メーター検針等により施行日以後に初めて額が確定する超過料金については、なお従前の例によることとしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

**○委員長(木ノ下祐治君)** 説明が終わりました。質疑を許します。

**○梶谷武由委員** 値上げになれば、プログラムの修

正が必要になると思うんですが、費用はいくらぐらいかかるのか。

**○水道事業所次長(外館要一君)** システムの改定については既に行っておりまして、従前に消費税が値上げするというのは予想されていたものですから、昨年度システムを更新する時にその部分を考慮してシステムを更新しております。

特段、今回の中身でシステム改定費用は発生しておりません。

**○梶谷武由委員** 前回予想していた時にかかった費用は、例えば5を8というふうに数字を入れ替えれば直るような作りに構築されているのか。そうでない構築の仕方が様々ありますよね、プログラムを組む人によって。その辺が非常にサッといくものと、いかないものがあるわけですが。

**○水道事業所総括主査(佐々木和子君)** システムの改修内容についてであります。詳細のほうは私も当時立ち会っていませんのでわからないんですが、ICSに発注しておりまして、そうすると共同でやっている団体がありますので、そこで一括でプログラム改修をやっただいておりますので、1団体のためのプログラム改修ではないので、そういう意味でも金額としては大きくなかったのではないかと思います。金額としてはこの分いくらというところでの算出はしておりません。

**○畑中勇吉委員** これは消費税全体なんですが、水は生存権に関わるものでして、自治体で水道料金について特別な扱いをしておられるような動きとか、そういうふうなものはないかどうか。

これからまだ消費税が上がるというようなスケジュールになっているわけですが、その辺はいかがですか。

**○水道事業所次長(外館要一君)** 今、委員おっしゃったとおり、水道というのは生活に本当に欠かせないものでございまして、それがなければいろいろな面で問題になりますし、東日本大震災でも水道が断水したことで、大分皆さんにご迷惑をおかけした部分もあると思っております。

水道は公営企業ということで基本的には水道料金を原資として経営していきなさいということで、一般

会計からの繰り入れも制限がございます。

今おっしゃったように、一般会計からの繰り入れは厳しいものと考えておりますが、今後についても同じように、建設については一般会計からの繰り入れはあるんですが、維持運営のための費用については一般会計からの受け入れは制限されているというふうに考えております。

○梶谷武由委員 今のことに関わってですが、水道料金を払えないで止められたとか、住んでいなくて使用量ゼロなのは当然いいわけですが、人が住んでいるのに使用状態がないとか、あるいは払えないとかで止められたとかという、そういう特殊なケースが久慈であるのかなのか。

○水道事業所次長（外館要一君） 停水のケースでございますけれども、25年の例ですけれども、約120件ほどの停水を実施しておりまして、そのうち解除といたしますか、お金を支払っていただいたことよって解除したのが110件ほどございます。

停水して2週間経てば、うちのほうでは契約解除というふうにしております。そうすると、10件程度の契約解除がございますけれども、ほとんどがお金を払わないままどこかへ引っ越してしまったということで、停水になったけれども住み続けているかどうかというのは、うちのほうでは停水して契約解除する前に1件1件回ってみて、例えば電気メーターが動いているのかどうかとか、そういうふうな形で住んでいるのにお金に困って滞納しているというふうなことがないように考えておりまして、もしそういうことがあったら福祉とも連携して対応していきたいと考えております。

○小倉建一委員 チェックはやっておかないと、病気で倒れていたとかいう状況になると、水道を止めてしまってもうまくないでしょうから、注意してもらいながら。

一つ、口径によって加入権が違ってくるということで、久慈市で最大の口径数で使っているところはどれぐらいの口径数ですか。額をみたら三千何百万なので。

○水道事業所総括主査（水堀達三君） 口径で最大のものが250mmがこの表にありますけれども、この

250mmというのは一般家庭とか業者等でもなかなかないんですが、船舶給水ということで、県なんですけれどもそれで250mmというのがございます。

あとは、一般的には75mmから100mm程度までが久慈市の場合では使っている場合がございます。

○小倉建一委員 県では免除とかではなく支払いをしているということですか。

○水道事業所総括主査（水堀達三君） 支払いしております。うちも事業者ですけども、公営企業ということで貰うことになっております。

○委員長（木ノ下祐治君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木ノ下祐治君） ないようでありますので、質疑を打ち切ります。

それでは採決いたします。議案第10号「久慈市水道事業給水条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木ノ下祐治君） ご異議なしと認めます。よって議案第10号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

説明員入れ替えのため、しばらくお待ちください。

次に、議案第12号「財産の取得に関し議決を求めることについて」、当局の説明を求めます。

○建設部長（中森誠君） それでは、議案第12号「財産の取得に関し議決を求めることについて」であります。本案は、「いすゞ自動車東北株式会社岩手支社久慈営業所」から道路除雪の用に供するロータリ除雪車1台を3,866万4,000円で買い入れしようとするものであります。

これまでの徐雪作業においても、山間部の一次除雪の後の拡幅除雪にはかなり難儀をしてきたところであります。

また、今期のような大雪では、機種種の制約を受け、効率的な除雪作業ができなかったところであります。これらの経験を踏まえ、今後の除雪作業には、ロータリ除雪車が有効であると判断したところであり、新たにロータリ除雪車を買い入れしようとするものであります。



以上で説明を終わりますが、ご審議、ご決定を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長（木ノ下祐治君） 説明が終わりました。質疑を許します。

○梶谷武由委員 もっと早く買えればよかったわけですが、今年の大雪で大変苦労したと思います。

現在、久慈市には山形に1台あって、2台目ということになるかと思うんですが、およそ何年ぐらい使える見込みですか、使用年数。

○土木課長（滝沢重幸君） 使用の状態にもよると思いますけれども、補助制度上の一般的な耐用年数等に絡めてお答えしますが、一般的には10年前後が補助の耐用年数ということになってございます。

ただ、久慈市の場合、それではなかなか交換できませんので、大体20年前後で交換しているという形です。その辺を目途にしたいと考えております。

○小倉建一委員 2.2m級といえれば大体どれぐらいですか。県が持っているのと比較してどれぐらいですか。

○土木課長（滝沢重幸君） 今回購入するロータリー車は2.2m級ということで、除雪幅でございます。

その上のランク 2.6m級というのがございますが、市の場合は1車線の道路が主でございますので、小さい方のものを購入するというので、県とか国では上のランクのものだろうと考えております。

○小倉建一委員 財源内訳をもう一回確認したいと思います。

○土木課長（滝沢重幸君） 購入の財源でございますが、3分の2が社会資本整備総合交付金で国の交付金をいただきます。残りの3分の1の9割が起債になります。残り1割、10%が市の単独費という形になります。

○小倉建一委員 市内にはかなりの消防自動車があって、備蓄の交付金で買っているということがありますが、あの財源を使えないか検討したことがあるかどうか。

○土木課長（滝沢重幸君） 検討したことはございません。今後の検討課題としたいと思います。

○小倉建一委員 山形に1台、久慈に1台ということになるわけですが、もっともあれば市街地の

ダンプとの連動での除雪・排雪も可能だということで、その辺もぜひ検討しながら有利な財源でやればと思います。

○梶谷武由委員 これを利用して市街地で排雪するためにダンプと一緒に走りながら積むという能力や機能がある車両なのかどうか。

○土木課長（滝沢重幸君） そういう使用形態も十分可能だと思っております。今回の冬の大雪は、今年度はどうか不明ですけれども、普段は山間部のほうで、山根地区とかそちらのほうで使用したいと思っております。今季のような大雪にはそういった排雪とかそういうものにも活用していけるのかなと考えております。

○畑中勇吉委員 この除雪車は市役所に置くということで、これからの使用計画とか地域の範囲とかそういうふうなものは決めてやるのか。

それから、オペレーターなんですが、今、市の除雪に携わっている人達でその資格でやれるという状況なのか。当然、この前の議会にも出されたんですが、市街地の除雪をして、ダンプと連動してダンプに雪を放出して、そしてダンプがどこかにということなんですが、除雪してダンプに積んだ雪の処理場所なんかについても検討なさっているのかどうか。

○土木課長（滝沢重幸君） まず1点目の除雪車、ロータリー車の置き場でございますけれども、先ほども申し上げたとおり、通常は山間部、山根地区のほうの除雪に使用していきたいと考えております。

それで、冬季間の置き場所ですが、除雪車の走行速度が40km程度でございます。出勤という段階で、山根に移動するとなるとロスがございますので、冬冬季間は山根支所の駐車場、あるいは適当な場所を見つけて保管して置きたいというふうに考えております。

あと、運転手でございますけれども、まず市のほうにいる運転手さんの資格で十分運転できるものです。ただ、今現在、市におります運転手業務をされている方々は6名です。

市が保有している大型ダンプ類の除雪車、今回のロータリー車含めて10台になります。もう既に業者さんから派遣いただいて運転している状況ですので、

配置については今後また検討していきたいと考えております。

あと、捨て場、排雪の関係ですけれども、これまでもいろいろ市民の方々から要望いただいたり、今季の雪では大問題になったわけですが、その辺も今回検討していきたいと考えております。

○小倉建一委員 今のことに関連して、委員長に将来提案したいと思っておりますが、除雪計画を立てるわけですが、12月議会辺りで除雪計画をいろいろ議論の場にしながら、勉強しながらこの委員会でも思っていましたので、早めに計画を作ってもらって、議会でもいろいろ対応すべきだなという考えから提案しようと思っていましたので、早めに計画を作ってもらおうようよろしくお願いします。

○梶谷武由委員 今年の議会にも除雪に関わる事故の報告があったわけですが、地域の道路状況に不慣れなオペレーターとか、あるいは機械操作に不慣れな、どうしても臨時で度々交代していればそういう事故に繋がろうかと思うんですが、不慣れなことから生じる事故というのは出来るだけ避けなければならないと思いますので、その辺についてのこれからの計画といたしますか、オペレーターの配置といたしますか、ぜひ考慮していただきたいなというふうに思います。これは要望です。

○委員長(木ノ下祐治君) 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(木ノ下祐治君) ないようでありますので、質疑を打ち切ります。

それでは採決いたします。議案第12号「財産の取得に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(木ノ下祐治君) ご異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号「市道路線の認定に関し議決を求めることについて」、当局の説明を求めます。

○建設部長(中森誠君) それでは、議案第13号「市道路線の認定に関し議決を求めることについて」ご

説明申し上げます。

ご提案申し上げます。久慈湊大崎団地線は、市が漁業集落防災機能強化事業により、東日本大震災で被災した住宅を再建するため造成を行った久慈湊・大崎地区の集団移転団地内に整備した道路を市道に認定しようとするものであります。

久慈湊大崎団地線は、起終点を湊町第21地割地内の市道大崎本通り線に接続する路線であり、起点を湊町第21地割68番9地先、終点を湊町第21地割19番6地先とし、その延長は、303.5メートル、幅員は側溝含みで6メートルであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議、ご決定を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○委員長(木ノ下祐治君) 説明が終わりました。ただいま説明のありました議案について、現地調査のため暫時休憩をいたします。

午前10時58分 休憩

午前11時43分 再開

○委員長(木ノ下祐治君) 委員会を再開いたします。議案第13号に関し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(木ノ下祐治君) ないようでありますので、質疑を打ち切ります。

それでは採決いたします。議案第13号「市道路線の認定に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(木ノ下祐治君) ご異議なしと認めます。よって議案第13号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設委員会を閉会いたします。

午前11時44分 閉会